



ふるさと納税型クラウドファンディングによる寄附等の手続き

(令和新时代創造県民運動推進補助金「とっとりドリーム型」)

寄附の手続き

税の軽減手続き



①対象事業への寄附申出

(webサイト*1へアクセスしてログイン)

*1 「ガバメントクラウドファンディング
READYFORふるさと納税」

https://readyfor.jp/lp/furusato_shien/index.html

初めて利用する際に、
メール等のアカウント
登録が必要です。



②支払方法の選択 (webサイト内)

ワンストップ特例制度*2の利用希望者は該当欄にチェック

A: クレジット払い



Web上で手続き完了
【手数料負担なし】

B: 銀行振込



• Web上に表示される振込口座先
(口座番号等)をメモ
• 不成立時の返金先口座情報入力
• 3日以内に指定口座へ振込
【手数料は寄附申出者が負担】

③-1: 事業成立

※ 寄附申出総額が目標額を超えた場合、
「事業成立」となります。

A: クレジット払い
→ (自動)入金手続きへ移行

B: 銀行振込の場合
→ (自動)入金確定

③-2: 不成立

※ 寄附申出総額が目標額に未達の場合、
「事業不成立」となります。

A: クレジット払い
→ (自動)キャンセル
【寄附申出者に全額返金】

B: 銀行振込の場合
→ (自動)振込者口座先へ返金
【寄附申出者に全額返金】

④-1: 確定申告

i: 寄附金受領証明書の受け取り
(寄附金の納付から約1~2ヶ月後)

ii: 確定申告
(窓口: お住いの税務署)

④-2: ワンストップ特例

※ webサイト内でワンストップ特例制度
の利用を希望した場合

i: 寄附金受領証明書及びワンストップ
特例申請書の受け取り*3
(寄附金の納付から約1~2ヶ月後)

ii: ワンストップ特例の申請
(鳥取県窓口: 鳥取県ふるさと納税業務
受託者 (株)エッグ)

*2 ワンストップ特例制度とは【利用条件有】

- 確定申告の不要な給与所得者、公的年金受給者等(ふるさと納税以外で確定申告をする必要のない方)がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。
- 特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。(納税先が6団体以上の場合、ワンストップ特例制度の利用はできません。)
- 確定申告は寄附した当該年分の所得税及び翌年分の住民税から軽減を受けることになり、ワンストップ特例は所得税の軽減相当額を含めて寄附した翌年分の住民税からまとめて軽減を受けることとなります。
- ワンストップ特例申請の期限は、寄附した翌年1月10日【必着】です。

★ 税に関する詳細は、お住いの税務署及び自治体の市区町村税担当部署等へお問合せください。

*3 11月以降に成立する事業については、ワンストップ特例申請書の受け取りが、申請期限に間に合わない場合があります。その場合は、御自身で申請書を県ホームページからダウンロードしていただく必要があります。

問合せ先 鳥取県 県民参画協働課 県民運動推進担当
電話(0857)26-7248、ファクシミリ(0857)26-8112

令和2年5月20日版